



成年年齢引き下げまであと2か月!



日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変更されます。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から新成人となります。



成年になると何が変わる?

親の同意がなくても、契約ができるようになります。

成年になれば、親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます「未成年者取消権」。

成年になると、この「未成年者取消権」はなくなり、契約を結ぶかどうか決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身となります。



成年になった後、契約するときに注意することは?

その契約が必要かどうかよく検討しましょう。

携帯電話を購入する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、これらは全て契約行為です。成年に達したばかりの方は契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあります。成年に達し、「未成年者取消権」が適用されなくなった途端、言葉巧みに勧誘をする悪質な業者もいます。消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、様々なルールを知ったうえで、その契約が自分にとって本当に必要かどうか、冷静に判断する力を身につけることが大切です。



消費者トラブルで困ったときは

契約によっては取消しや解約できる場合があります。

契約後でも疑問に思ったり、困ったり、不安に感じたときは、一人で抱え込まず、早めに笠松町消費生活相談窓口または県民生活相談センターへご相談ください。



▲18歳から「大人」に!
成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。



▲18歳成人!その前に!
～高校生、大学生の保護者の皆さんへ～

☎笠松町消費生活相談窓口 ☎388-1301 / 県民生活相談センター ☎277-1003

お問合せ

役 場 ☎388-1111
FAX387-5816

総 務 課 ☎388-1111
税 務 課 ☎388-1112
企 画 課 ☎388-1113
環 境 経 済 課 ☎388-1114
住 民 課 ☎388-1115
健康介護課 ☎388-7171
福祉子ども課 ☎388-1116
建 設 課 ☎388-1117
水 道 課 ☎388-1118
水道料金事務センター ☎388-1175
教育文化課 ☎388-3231
会 計 課 ☎388-1119
議 会 事 務 局 ☎388-1110

笠松中央公民館 ☎388-3231
松 枝 公 民 館 ☎387-0156
総 合 会 館 ☎387-8432
歴 史 未 来 館 ☎388-0161
福祉健康センター ☎388-7171
福 社 会 館 ☎387-1121
こ だ も 館 ☎388-0811
学校給食センター ☎387-5321
ふらっと笠松 ☎388-2355

まちの人口

令和4年1月1日現在(前月比)
人口 21,985人 (減 6)
男 10,607人 (減 3)
女 11,378人 (減 3)
世帯数 9,189世帯 (減 2)

広報紙の広告をご利用ください

・Information Box 下段 :
5,000円/号
(3cm×8cm・2色刷り)
・裏表紙 下段 : 8,000円/号
(2.25cm×6cm・フルカラー)
※2枠以上使用した大きな広告も
可能ですのでご相談ください。
☎企画課 ☎388-1113

若葉第二幼稚園 058-274-3400

親子で遊ぶ未就園クラブ(たまごクラブ)に遊びに来ませんか?
<H31.4.2~R2.4.1生まれの方対象>
日:2月9日(水)・14日(月)・15日(火)午前中
※詳細・申し込みは幼稚園ホームページをご覧ください。

R4年度 満3才児クラス
(H31.4.2~R2.4.1生まれのお子さん)
入園受付中です
※詳細は幼稚園までご連絡下さい。

第3日曜日は家庭の日

2月20日(日)は、家庭の日です。
心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

【今月のテーマ】

家族みんなで、寒さに負けない体力づくりに努めましょう。